

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13180

研究課題名(和文) 少子高齢化社会の学校・園が抱える近隣トラブルの問題構造分析と関係改善に関する研究

研究課題名(英文) Research into school troubles with neighborhood due to aging society and declining birthrate

研究代表者

小野田 正利 (ONODA, Masatoshi)

大阪大学・人間科学研究科・教授

研究者番号：60169349

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：学校や保育園・幼稚園などに対して近隣住民から、子どもの声や部活動の音、通学のマナーや、砂ほこり、植栽などに関する苦情・クレームはあとをたたない。住民の平穏な生活環境を保護することと、子どもの成長発達にとって必要な教育機関から必然的に生じる生活騒音やマナー問題を、どのように両立させていくことが必要かをこの研究課題では探っていった。数々のアンケート調査および実態調査を重ねる中で、多くの論文を著してきたが、その集大成として『「迷惑施設」としての学校 近隣トラブル解決の処方箋』(時事通信社、2017年)を刊行した。ポイントは、問題解決の主役は教職員ではなく児童生徒がどのような役割を果たすかにある。

研究成果の概要(英文)： Under the declining birthrate and aging society, Japanese schools have some troubles with neighborhood. They are student voice and manners, musical instrument sound, fallen leaves or sand from school grounds and so on. Schools seem is as if the facilities not in my backyard(NIMBY). Schools are necessary for growth and development of students. But also, serenity of living environment is treated with much care.

We focus on several good practices of mutual understanding and communication between school and neighborhood. There is a lot of solution to communicate each other. The most important aspect is that not teachers but students take part in discussion together to understand the interests of each other.

We published "Schools have been the NIMBY, but best solution is tenacious discussion and agreement with neighborhood" (Jijitsushinsha, 2017, ISBN978-4-7887-1531-8).

研究分野：教育制度学

キーワード：近隣トラブル 騒音問題 近隣苦情 苦情・クレーム 少子高齢化社会 保育所開設 クレーム対応
学校と地域

1. 研究開始当初の背景

(1)「学校のグラウンドの土が舞い上がって、家の中が砂だらけになる」「下校途中や公園で遊ぶ子どもの声がうるさい。学校としてそれを止めさせる」「眠れないから、今すぐ校内放送のマイクの音を止める！仕事に差し支えたら給料保障をしてくれ！などと何度も電話で抗議を受けている」「運動場から出たドッジボールが車に当たった。誰が当てたか調べるとの要求。調べてもそれは分からないと答え、車を確認に言ったところ、傷もなくなりたいことがなかった。謝罪したが、後日になって車の修理代を要求された上に、フェンスを高くしろとの要求が出された」「体育大会における保護者の駐車に対して、大声で“全部を学校が撤去しろ”と再三要求され、学校として丁寧に説明と謝罪をしても理解してもらえず、警察を呼ぶ状況にまで発展した」「散歩中に低学年の子どもにからかわれたりする。学校で体罰でもおこなって、しつけ等をちゃんとしろという暴言を何度も受けた」「コンビニの店長から、生徒による万引き、ゴミのちらかし、喫煙などの問題行動を、すべて学校の責任とされ責められ続けている」研究代表者が2005年から2014年までの間に計5回にわたって、校長会や教育委員会などの協力を得ておこなってきた調査「学校が抱える保護者や近隣住民とのトラブルで混迷を深めるケース」の、ほんの一部の紹介である。これらの中には、話し合いを重ねることで収束していたものもあるが、教育委員会・警察・保健所または弁護士や議員が介入してもなお解決に至らず、対立の激化あるいは絶縁状態になっているケースも相当数ある。

(2)こういった中で、単に学校・園の近隣トラブルからの訴訟だけでなく、一触即発の危機的状況も起き始めている。2011年10月11日には大阪市内の私立高校に、81歳の女性が校門から侵入し、昼休み中で生徒100人ほどがいる中で、校庭にあったハンドボール・ゴールネットに灯油をまいて焼いたため、現行犯逮捕された(懲役1年2ヶ月、執行猶予3年)。その女性は「子ども達の声や、ボールを蹴ったり、壁に当てたりする音がうるさかった。朝早くから迷惑していた」と語った。2014年9月30日には東京都国分寺市の路上で「保育園の子どもがうるさい」との理由で、近隣住民が園児の父親に手斧を振り下ろして脅迫する事件も起きた。

(3)他方で研究代表者が依頼を受けて、個別に具体的なアドバイスした事案のいくつかでは、数年にわたったトラブルが解決へと向かっていったケースもある(2012年・大阪府立A高

校、2013年・兵庫県立B高校)。いずれも学校側が威圧的態度をとらず、話し合いと譲歩、具体的な改善策を実行する中で、当事者どうしの事情の理解がベースにあった。しかし、繰り返し過剰な要求が行われたり、被害者感情を持つ近隣住民の本当のイラダチの源が別に存在している、あるいは当事者がメンタル面での内因的要因を抱えていることで解決困難になり、簡単には収束しない事案もあった。

2. 研究の目的

(1)現代の学校や保育園・幼稚園が抱える深刻なトラブルとその対応問題は、児童生徒の保護者や親権者が対象となった「保護者対応」にとどまらず、学校周辺の近隣住民からの苦情やクレームに関する事案も急増している。「成長過程にある子どものことなのだから大目に見る」という“寛容性”は一部では残っているが、子どもの喚声やぶしつけない振る舞い、校庭の砂ぼこりや植栽の落ち葉、さらにはエアコンの室外機をめぐって、学校の周辺に住む人々からの「改善要求」を前にして、学校や園が対応に窮することが多くなった。「公共的施設だから」「昔からそこに位置していた」といった理由や説得では収まりがなくなってきた今、紛争やトラブルを少しでも緩和しながら、双方が折り合いをつけていくためには何が必要か？

学校や保育園・幼稚園などが、ゴミ焼却場や精神病院などの、住民にとって望ましくないと考える公共施設＝「迷惑施設」あるいはNIMBY(ニンビー)(not in my backyard、私の裏庭には作らないで)にさせないために、どのような改善策を考案していくかは、必要かつ喫緊の課題である。

(2)本研究では、教育学がほとんど注目してこなかった「学校や園が抱える近隣住民とのトラブル」を、約30年間の学校・園と近隣住民の間の意識と関係性の変容の概括的分析と、いくつかの重大事案(訴訟や紛争に発展したケース)の詳細な事例分析、その中で関係改善へとつながったケース、問題が深刻化したケースの対比を通して、「トラブル解消」と「共存」という視点から多角的に考察し、トラブルの社会的な防止策・解決策のあり方を検討し、必要な社会制度の構想、および学校・園側の対応力の向上策を立案する。

ここでは学校経営学や教育行政学の観点だけでなく、法律学・社会学・心理学・精神医学の知見、さらには都市工学や住居環境学の成果に学びながら、これらの現代的問題現象を科学的に分析・整理し、学校・園と近隣住民とのよりよい関係づくりのために、重要かつ喫緊の課題に取り組み、その科学的成果を

明らかにする。

(3) 20 年以上前から研究代表者が取り組んできた「保護者対応問題」と「近隣トラブル」の違いは、次の3点にまとめることができる。

保護者対応問題は、子どもの卒業とともに収束していくことが多いが、近隣トラブルは、どちらかがいなくなるまで続く深刻さを抱える（ほぼ日常的なトラブル）。バスや電車の中の赤ん坊の泣き声や子どもの声は、退出するなど逃避可能で一時的なものであるが、何らかの改善が行われない限り、終の棲家の住民はそのような状況からは逃れられない（不可避性）。これに加えて、学校・園側は「自分たちが公共性を持っている」という意識で住民に立ち向かう傾向があること（非対等性による交渉）。

これらの観点を意識しながら子どもの発達・学習権の保障と隣人住居の平穏という人格権の保障という利害調整をどのように図っていくかという、すぐれて現代的な研究課題がそこには存在している。

3. 研究の方法

(1) 子どもの成長発達には、のびのびと過ごすことのできる学びの環境が必要であることは言うまでもない。他方で現代は、住まう者の静謐（せいひつ）な周辺環境も同時に大事にされるべき社会でもある。急速に進む高齢社会は、老人世帯と一人暮らしを増加させ、幼児や子どもとの同居経験が減少する中で、成長発達上の子どもが普通に持つ行動に対する無理解も進み、また産業構造の変化による1日2交代・3交代労働は、生活と休息そして睡眠の時間帯をより多様にさせていった。

【表】学校・園が近隣住民に与える「迷惑」環境や行為の分類（多種多様、一方的で被害者感情が募る）

【人間の生身の行動に関するもの】 通常のできる教育活動に伴う児童・生徒の声、校舎から近隣住宅への視線、登下校中のぶしつけな振る舞い、大量の人数での移動（通学路、校外活動を含む）、学校行事や部活動にともなう声や音（太鼓、ブラスバンド、野球のかけ声、サッカーやテニスボールなどの打撃音）子どもの路上への飛び出し、学校行事や保育園の送り迎えの際の保護者の駐車・駐輪など。

【人工的なもの】 学校のチャイム・スピーカーによる放送音、大量のエアコン室外機の音と風、夜間照明、ピストル音（陸上競技）など。

【学校・園が持つ環境に起因するもの】 校庭の砂ぼこり、植栽（落ち葉、毛虫）、ボール類の飛来など。

このような状況の変化は、必然的に学校・園の周辺に住まう人々にとっては「学校は迷惑施設」ととらえる傾向を強めていくことになる。事実、近隣住民にとって学校・園から、自分たちは一方的に被害を被っているという悪感情をかき立てる内容は、上記のように多岐にわたる。

(2) 学校・園と近隣住民の間に生じるトラブルは、単に“社会に寛容性がなくなった”といった感覚的なものではなく、「迷惑施設」研究に代表されるように、科学的に整理し解明すべき課題が存在しているのである。そして精神的自由として一定の保護が与えられるべき住民の住居の平穏と成長発達過程にある多数の子どもを育てる機関として保障されるべき環境の間のおりあいや調整をどのように図るかで、対立関係が激化するか、善隣関係へとつながるかの違いがある

対立から紛争へ（LOSE-LOSE 関係）

- ・先住民争い（学校が先にあった）
- ・公共的施設（がまんしろ）
- ・子どもの声（しかたがない）
- ・子どもの問題行動（指導の限界）
度重なりエスカレートする苦情
学校や園への脅迫や妨害行為

紛争の緩和から善隣関係へ（WIN-WIN 関係）

- ・近隣住民の我慢や苦勞を押し量る
- ・改善のための配慮や具体策を講じる
- ・顔の見える関係づくり（事前告知、あいさつ、お礼）
- ・地域貢献（清掃活動、学校行事への招待、成果の還元）
善隣的・互恵的關係（学校行事への協力、
子どもの見守り・安全活動への参加、
総合学習の外部講師）

(3) そこで本研究では、新聞・雑誌のデータベースを踏査し、同時に住民からの苦情を受け付けている行政機関窓口および警察機関への調査をおこない、現在から過去に遡って各種のトラブルの実相と背景の概括的分析をし、いくつかの教育委員会および校長会の協力を得て、学校が抱える近隣トラブルの意識および実態調査をおこなう計画を立てた。

この成果を基にして、深刻化して紛争へと発展した学校近隣トラブル事案について、インタビュー調査と現地調査を重ね、代表的事案の個別の詳細なケース分析をおこなうこととした。

そして、 学術論文として総合的な考察をおこなうだけでなく、複雑化した社会と個人の尊重が進む状況の中で、善隣関係の構築のために、学校・園側が持つべき姿勢および対応方法をまとめた冊子を刊行する計画を立てた。

4. 研究成果

(1) 2014 年秋に全国的な関心事となった神戸市東灘区での保育園騒音訴訟は、2017 年 2 月 9 日の神戸地裁判決、同年 7 月 18 日の大阪高裁判決（その後原告住民は上告したが最高裁は不受理（確定））においても、原告住民の訴えは退けられた。しかし神戸地裁判決では、保育園という子どもの教育機関としての公共性・公益性を理由に、住民に我慢を強いことは認めなかった。大阪高裁では、公益性・公共性は否定できないとしつつも、この程度では「受忍限度を超えていない」ために原告敗訴としている。

このことから今後において「公共性を錦の御旗」として振りかざすことも「先住民争い」をすることも、学校・園の近隣トラブル解決には役に立たないことは明確である。また現実に困惑している状況に対する理解のない、当事者意識のない人たちから「寛容がない」と片づけられることは、問題をこじらせることにつながるだけである。

(2) こういった学校近隣トラブル問題の解決の方向性は、2 つあると結論づけることができた。一つはトラブル解決の主役は、学校の教職員ではなく当事者としての子ども（児童生徒）であること、二つめは学校・園も町内会に入ろう、ということである。いずれも「主体性」と「当事者性」を自覚し、双方向で打開の道を探ることの提案である。

これらについて、すでに動きが出ている。一つめについては、ある株式会社立の保育園建設をめぐる、住民からの反対運動で消えそうになっていたのが、話し合いを重ね、かつその町内会の一員になることで建設を認めもらったというケースがある。二つめの生徒が主役という事例では、長野県立の松本深志高校の生徒たちが立ち上がり、学校から出る部活動中の音や声のトラブルを、近隣住民（町内会）との話し合いの中で解決しはじめている。その名も「鼎談深志」で、具体的な改善方策をとともに考え、学校生活と近隣住民の生活との調整を図る取り組みが続けられている。

(3) 下記の「主な発表論文等」に示すように、3 年間の研究期間に、多くの論文を成果とし

て発表してきた。その集大成が、「図書」の『「迷惑施設」としての学校 近隣トラブル解決の処方箋』、時事通信社、2017 年の刊行である。それ以後も「雑誌論文」の ~、および「図書」の ~ に示すような成果を着実に収めてきた。社会貢献としての研究成果の発表も下記のように 10 回以上を数えるまでに及んでいる。

この研究テーマは、従来の教育学にも、ひろく社会科学にも存在していなかったものであり、それゆえに「挑戦的萌芽」として取り組む意義があった。ますます価値観の多様化や複雑な利害関係が進むであろう今後においては、この研究に代表されるようなクレーム・トラブル研究が相当に大きな意義あるものとなっていくように思う。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 20 件)

小野田正利、第 11 章 学校が抱える地域住民とのトラブルと新たな関係づくり 学校も地域住民の一人である、pp.181-191、日本教育経営学会編、学文社、講座現代的教育経営 2、現代的教育課題と教育経営、2018 年。

小野田正利、鼎談深志 生徒による近隣トラブル解決、pp.98-101、長野の子ども白書編集委員会編、2018 長野の子ども白書、2018。

小野田正利、保護者対応トラブルと学校近隣トラブル、pp.94-96、大阪大学生産技術研究会編、生産と技術、第 70 巻 2 号（春号）、2018 年。

小野田正利、「総合の時間」で学校近隣トラブルの解決を 生徒たち自身の主体的・対話的で具体的な取り組み、pp.181-194、大阪大学教育学年報、第 23 号、2018 年。

小野田正利、多様化する近隣苦情、pp.4-5、内外教育（時事通信社）6654 号、2018 年。

小野田正利、鼎談深志 生徒たちが取り組む近隣トラブル解決(3)、pp.4-5、内外教育(時事通信社)第 6636 号、2018 年。

小野田正利、教育施設の公益・公共性と受忍限度論、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6633 号、2017 年。

小野田正利、町内会に入っている保育園、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6631 号、2017 年。

小野田正利、鼎談深志 生徒たちが取り組む近隣トラブル解決(2)、pp.4-5、内外教育(時事通信社)第 6618 号、2017 年。

小野田正利、鼎談深志 生徒たちが取り組む近隣トラブル解決(1)、pp.4-5、内外教育(時事通信社)第 6616 号、2017 年。

小野田正利、市民相談室の苦悶とボランテ

イア組織、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6542 号、2016 年。

小野田正利、「教育対象暴力」は注意して使う必要がある、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6508 号、2016 年。

小野田正利、活用される「対応の手引き」を作る、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6490 号、2016 年。

小野田正利、学校・園と周辺住民とのトラブルをどう考えるか～学校施設の抱える近隣トラブルの特質と良好な関係づくり、pp.113-117、教育学研究（日本教育学会）第 83 巻 1 号、2016 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(8)～どうしてもダメだったら、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6404 号、2015 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(7)～顔の見える関係づくり、pp.6-7、内外教育（時事通信社）第 6402 号、2015 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(6)～当事者としての生徒たち、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6400 号、2015 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(5)～苦情の申し出を邪険にしない、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6393 号、2015 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(4)～“お互い様”は外部が言うな、pp.4-5、内外教育（時事通信社）第 6391 号、2015 年。

小野田正利、学校近隣トラブル再考(3)～見落とされがちなこと、pp.6-7、内外教育（時事通信社）第 6389 号、2015 年。

〔学会発表〕(計 0 件)

*学会発表ではないが、この学校近隣トラブルをテーマとした講演およびワークショップの要請がいくつも寄せられ、これまで下記のところで実施してきた。

・2015 年 8 月 18 日、奈良市教育委員会主催の研修会

・2015 年 9 月 9 日、大阪府枚方市教育委員会主催の研修会

・2015 年 10 月 30 日、群馬県西部教育事務所主催の研修会

・2016 年 4 月 20 日、大阪府立学校事務長会の記念講演

・2016 年 11 月 2 日、大阪府学校事務研究会総会での記念講演

・2016 年 12 月 26 日、新潟県学校事務研究会総会での記念講演

・2017 年 9 月 8 日、大阪府茨木市教育センター主催の研修会

・2017 年 9 月 22 日、大阪府堺市教育センター主催の研修会

・2017 年 11 月 15 日、大阪府吹田市千里山コミュニティセンターでの学習会

・2018 年 1 月 26 日、阪神地区学校事務研究

会での研修会

(今後の確定している予定)

・2018 年 6 月 26 日、大阪大学大学院・人間科学研究科・附属未来共創センター主催「まなびのカフェ」

・2018 年 7 月 24 日、兵庫県学校厚生会阪神支部主催の研修会

・2018 年 7 月 26 日、全国高等学校事務職員全国大会（山口）での記念講演

〔図書〕(計 2 件)

小野田正利、学校・園の近隣トラブルを考える(2)～「迷惑施設」としての学校・園からの脱出方法、学校讃歌ブックレット号 20、大阪大学大学院・人間科学研究科・教育制度学研究室、2018 年、20 頁。

小野田正利、時事通信社、「迷惑施設」としての学校 近隣トラブル解決の処方箋、2017、204 頁。

〔その他〕

ホームページ等

記念講演、第 25 回大阪府公立学校事務研究大会（2016 年 11 月 2 日、大阪府ドーンセンター）記録集 2018 年、pp.5-18、小野田正利、「学校と周辺住民とのトラブルをどう考えるか～「子どもの声は騒音かもしれない」という前提で始める良好な関係づくり。

シンポジウムの企画・主催（日本教育学会・近畿地区研究会との共催）

2015 年 6 月 6 日（土）14:20～18:00 場所：大阪大学人間科学部 51 番講義室

テーマ：学校・園と周辺住民とのトラブルをどう考えるか～教育施設の抱える近隣トラブルの特質と良好な関係づくり

司会進行役：小野田正利

6. 研究組織

(1)研究代表者

小野田正利 (ONODA, Masatoshi)

大阪大学・大学院人間科学研究科・教授

研究者番号：60169349

(2)研究分担者

なし()

研究者番号：

(3)連携研究者

なし()

研究者番号：